

さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱の協定について

1 協定について

- 区はさしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱に基づき健康対策等を実施することとしています。「要綱」とは、行政が取り組む施策等の統一性を確保するために、行政内部で定められる事務処理の基準あるいは指針としての性質を持ちます。
 - これについて、要綱は区の内部規定にすぎず、いつでも改正・廃止が可能であり、明文化することで縛りをかける必要がある旨の意見が過去に保護者の方から寄せられました。
 - そこで希望される場合は、区長と健康対策対象者（アスベストばく露を受けた入所児童については、その法定代理人保護者）との間で協定を結ぶこととしました。
 - 協定は、区長と健康対策対象者（アスベストばく露を受けた入所児童については、その法定代理人保護者）双方の責任により守られるものであり、一方的に改正や廃止をすることはできません。協定で定める健康対策の内容と要綱で定める健康対策の内容は同一のものですから、結果として、区は要綱を一方的に改正や廃止をすることはできなくなります。
- ※ 協定を希望されない方については、要綱が健康対策の実施内容を担保しますので、協定を結ばないことで不利益はありません。

2 園児本人の名義による協定の締結について

ばく露から 17 年が経過し、成人を迎えた園児たちもいることから、協定について以下のとおり取り組むこととする。

- 既に協定を締結している方で、園児本人の名義で協定を締結し直したい方は、本人の申し出に基づき新たに協定を締結する。
※協定の内容そのものに変更はない。以前に締結していた協定については新たな協定の締結をもって失効する。
- 協定の締結し直しを希望しない方について、特に申し出の必要はなし。
※本人名義による協定を結ばないことによって、協定の効力が失われることはありません。
- 29 年度から当時 0 歳児だった園児が成人となる 31 年度までの間、当該年度に 20 歳となる対象者（29 年度は 20 歳以上の対象者）に向けて周知する。
※29 年度については、併せて協定未締結者についても、改めて協定について案内する。